

News Release

No.98 (10-06)

2010年(平成22年)7月20日

東商記者クラブ・日銀クラブで、資料投函させていただいております。

**個人信用情報機関のシー・アイ・シー(CIC)  
割賦販売法に基づく「指定信用情報機関」に指定される  
- 貸金業法および割賦販売法に基づいた指定信用情報機関となる -**

クレジット業界の個人信用情報機関である株式会社シー・アイ・シー(本社:東京・新宿・大森一廣社長、略称:CIC)は、割賦販売法に基づく指定信用情報機関として、本日、経済産業大臣より指定を受けましたのでお知らせします。これにより当社は、貸金業法および割賦販売法に基づいた指定信用情報機関となりました。

**1. 指定に至る経緯**

平成20年6月に改正された割賦販売法では、加盟店の悪質な勧誘行為や過剰与信を防止するためにクレジット規制が強化され、本年12月までに完全施行される予定となっています。

同法では、過剰与信防止策として、消費者の支払能力を超えるクレジット契約の締結を禁止するため、クレジット業者に「支払可能見込額の調査」が義務づけられました。

そして、クレジット業者が「支払可能見込額の調査」を行うにあたり、他社のクレジット債務額や支払状況を調査するために「指定信用情報機関制度」を創設し、指定信用情報機関の提供する信用情報を利用することが義務づけられました。

当社では、割賦販売法の指定信用情報機関制度で求められる要件を満たすため鋭意準備を進め、平成22年6月7日に指定要件および指定申請関係書類等が整ったことから、監督官庁である経済産業省に当該指定制度における指定申請を行いました。

その結果、本日付けで経済産業大臣より指定信用情報機関の指定を受けました。

**2. 今後の取り組み**

既に当社は、本年3月11日に貸金業法に基づく指定信用情報機関として内閣総理大臣より指定を受けており、今回の指定を以って、貸金業法および割賦販売法の各々の法律に基づいた指定信用情報機関となりました。

当社は今後、従来にも増して、両業法に基づいた指定信用情報機関の役割・責任を果たすため、信用情報の安全管理および情報の正確性向上、適正かつ確実な業務処理など内部統制・コンプライアンス態勢を一段と強化します。また、多重債務者の発生や過剰与信・過量販売防止に寄与することで、消費者信用の健全な発展の一助となるよう努めてまいります。

以上

**本件に関する報道機関の方のお問い合わせ先**

株式会社シー・アイ・シー 経営企画部 広報担当 菅佐原・添田

東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階

TEL: 03-3348-0626 FAX: 03-3345-1913

## 割賦販売法 指定信用情報機関の主な要件

主な指定要件		平成 22 年 5 月 31 日時点 の当社の状況
加入登録包括信用購入あっせん業者の数	50 以上	242 社
加入登録個別信用購入あっせん業者の数	30 以上	104 社
保有する包括信用購入あっせん及び二月払購入 あっせんに係る債務の合計額	1 兆 5 千億円以上	4 兆 4,723 億円
保有する個別信用購入あっせん及び二月払個別 購入あっせんに係る債務の合計額	3 兆円以上	7 兆 4,930 億円
保有する個別信用購入あっせん又は二月払個別 購入あっせんに係る商品名等の合計件数	400 万件以上	3,066 万件